

社会福祉法人育桜福祉会 平成30年度事業計画書

昭和56年2月の法人設立から37年が経過し、平成30年4月現在、日中活動事業所(通所施設)10か所、入所施設(桜の風)1か所の施設を中核に、グループホーム12か所をはじめ地域での生活を支援するため、地域生活支援室や相談支援室での事業など、市内の全区域において、31か所の事業を実施する組織となっており、各施設、事業所の利用者数は600名を超えている。

また、職員数も約420名で、年間の事業費も約23億円の事業規模となっている。

平成30年度は、法人の第2期中期計画(平成26年～30年度)の最終年度であり、①「通所施設での利用者支援の充実」、②「桜の風の安定的な運営」、③「地域生活支援の充実」を目指して、次の重点運営項目への取組みを進める。

さらに、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの一環として、共生社会の実現をめざし、各施設での地域の方に障害の理解促進に向けた取組みを強化する。

また、第3期中期計画(平成31年度から5年間を計画期間とする。)を年度末までに策定するものとする。

なお、陽光ホームについては、第2期指定管理期間の最終年度となるため、次期指定管理者応募に向けて準備を進める。

1 法人重点運営項目

(1)法人の内部管理体制の整備

社会福祉法人制度改革へ適切な対応を図るため、昨年度から経営組織のガバナンス強化、会計監査人の設置等を行ってきたが、今後、会計監査人が義務設置の特定社会福祉法人になると、内部管理体制の整備が必要となり、これに向けた準備を進めることとする。

本年度においては、内部管理状況の確認、内部管理等に係る規程等の整備状況を確認し、業務の適正を確保するために必要な体制を検討し、規程等の見直し、改訂等取組みを進める。

また、昨年度リニューアルした法人ホームページの活用により、情報公開を進めるとともに、更なる広報の充実に努めるものとする。

(2)人材の確保、育成、定着に向けた取組みの強化

少子高齢化の進展に加え、人口減少時代に突入し、全産業分野での労働力不足が課題となっており、とりわけ、福祉業界は厳しい状況が継続している。

こうした状況においても、障害福祉事業に特化し、川崎市域に限定した法人としての特長を活かし、さらに法人の魅力発信に努め、人材の確保、育成、定着を図る

ことが、事業運営の安定のために不可欠である。

そのため、年度当初の新卒者採用のみならず、年度中途での転職者等の採用に向けた取組みをさらに強化し、通年での採用計画に基づき職員採用を進める。

また、職員の育成、定着に向け、職員研修内容についても、特に年度中途での採用職員への研修の実施などの検討を行い、職員のキャリアアップ形成に資するように体系化を図る。

さらに、長く勤め続けられるような福利厚生制度や職場環境等の整備を進めるとともに、国の福祉・介護職員処遇改善加算制度の適用を見直し、処遇改善加算手当を改め、職員の処遇改善に向けた取組みを行う。

(3)利用者等の支援の充実にに向けた事業の推進

平成30年度の国の障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、安定した事業運営が行われるよう、引き続き、利用率の向上など収入増に向けて取組みを行うとともに、実施事業の再点検を行うものとする。

併せて、職員の就業管理システムや利用者の生活支援システム等の更なる有効活用等により事務事業の効率化にも取組み、利用者等の支援の充実に向けて、事業の推進を図る。

なお、個別支援計画等の策定期間の集中化を避けるなど、業務の平準化もめざした検討を行う。

送迎車両等の老朽化に伴い、白楊園、こぶし園、ゆすりは園、あかしあ園及びいぬくらの各施設で車両の買い替え、購入を行うとともに、小向このはな園では利用者増への対応として車両の購入を行う。

また、桜の風の運営については、社会福祉法人川崎聖風福祉会と桜の風共同事業体を構成した、第2期指定管理期間のスタートとなり、安定した運営をめざし、支援の充実に努めるとともに、運営開始から5年が経過するので、データベースサーバー並びにファイルサーバーやパソコンの買い替え及び照明設備のLED化への改修を行うものとする。

(4)地域生活を支える事業等の体制整備への取組み

利用者及びその家族の高齢化へ対応し、地域での生活を支えるには、グループホーム、ホームヘルプ事業や相談支援事業の充実が不可欠であり、これら事業の安定したサービス提供が行えるよう組織体制の整備に向け取組みを進める。

特に、生活ホームの運営体制については、詳細な分析に基づき、そのあり方の検討を早急に進めるとともに、体制の強化を図るものとする。

また、桜の風の短期入所においては、いわゆるミドルスティの実施に向けた取組みを進めるものとする。

(5)新規事業や施設の長寿命化対策等の検討

グループホームの整備拡充を進めるために、また、川崎市の第2期障害者通所事業所整備計画の基づく個別計画への対応など、新規事業の検討を行う。

また、川崎市の高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画の策定を踏まえ、今後の施設の長寿命化を基本とする老朽化対策等の検討を行う。

なお、老朽化への対応として、こぶし園及びゆずりは園のキュービクル式高圧受電設備の更新や川崎市北部身体障害者福祉会館の内部改修及びわかたけ作業所の厨房配管の更新を行うなど建物、設備の維持管理に努める。

2 事業別重点運営項目

(1)日中活動事業所・身体障害者福祉センター

▼《生活支援システム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの更なる有効活用等により、業務の効率化及び利用者支援等の充実を図る。

◎多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)

①わかたけ作業所(利用定員55名：生活介護45名・就労継続支援B型10名)

▼《生活介護：日中活動の充実》

日中活動は、作業活動が主体となっているが、高齢化にも対応し、健康に配慮した活動や年齢に則した活動などの充実に取り組む。作業活動では、工賃向上を目指す。

▼《就労継続：工賃向上と施設外作業の充実》

月額工賃3万円の維持を目標に据え、隣接する日本理化学工業とも連携して、施設内作業はもとより、施設外作業も取り入れるなど充実を図る。

▼《地域生活支援の取組み》

利用者、家族の高齢化が顕著となり、家族の状況も踏まえながら、関係機関と連携を強化し地域での生活支援を行い、必要に応じて個別の支援を行う。

②白楊園(利用定員80名：生活介護65名・就労継続支援B型15名)

▼《生活介護：健康維持活動、作業活動の充実》

利用者の健康維持、生活の充実を目指し、ニーズや希望を把握して実施するとともに、各作業室が連携して安定した受注につなげ、個々の能力、希望に応じた作業活動を実施する。

▼《就労継続：経験の拡大・生活の質の向上》

個々の作業活動での役割を明確化して、仕事のやりがいにつなげ、工賃が余暇や生活の質の向上につながるよう金銭の計画的な使用について支援する。

また、就労体験や企業実習等の就労支援を必要な利用者に積極的に行う。

▼《利用者の社会参加の促進》

共生社会の実現をめざし、市障害者しごとセンターとも連携し、外部販売会等に積極的に参画し、利用者の社会参加を進める。

③しらかし園(利用定員 35名：生活介護 25名・就労継続支援B型 10名)

▼《生活介護：生活プログラムの充実》

生活プログラムを月3～4種類設定し、個々に選択していただけるよう、自己選択、決定に繋がる支援に努める。また、希望者にストレッチや軽い運動など健康活動を実施する。

▼《就労継続：社会学習プログラムの強化》

社会学習プログラムを年2回実施し、就労援助センター等の関係機関や他事業所、企業等の見学を通して意識づけを行う。

▼《グループ別活動の実施》

地域での興味・関心、楽しみや経験の拡大に向け、個々の利用者の希望を踏まえ、5～6名の目的別グループ編成をし、年1回グループ別活動を実施する。

◎生活介護事業所

①こぶし園(利用定員 40名)

▼《園内行事の充実》

利用者の体調変化や負担を考慮し、外出活動の見直しとともに、園芸活動に取り組み、安全に配慮して、地域資源の活用を通じた、園内行事や外出活動の充実を図る。

▼《専門職、専門機関との連携による支援》

看護職員や栄養士の専門職と連携し、嘱託医や専門機関からの評価・助言を得て、身体機能維持や医療的ケアなど、利用者の健康的な生活の支援を行う。

また、安全で効率的な支援が行えるよう、福祉機器等の操作方法の取得や研修を実施する。

▼《安定した車両送迎の実施》

車いす車両及びマイクロバスの買い替えを行い、安定した運行が実施できるよう、状況に合わせて送迎コースなどの見直しを行う。

②ゆずりは園(利用定員 50名)

▼《自立生活支援への取り組み》

利用者が地域生活を送る上で、必要な食生活や金銭管理、人間関係やマナーといったところまで深く掘り下げて、社会生活力を養えるプログラムを進める。

▼《地域交流の推進》

パン工房パパゲーノを「町のパン屋さん」として、地域へアピールするとともに、近隣地域で開催されるイベント等に、地域の一員であることを認識してもらえるように、積極的に参加し、地域との関係をより密にする。また、このことにより、地域における公益的な活動や防災時の協力関係を構築を目指す。

▼ 《目的別外出プログラムの実施》

個々のニーズに則して、余暇活動を目的に1日外出プログラムを実施するとともに、社会参加を目的に地域での買い物等の半日外出を実施する。

③あかしあ園(利用定員40名)

▼ 《自立生活支援への取組み》

様々な活動は、利用者の意思決定支援を軸に自治会も一緒に、計画を立て、企画をして、そのプロセスを大事にして実施する。

▼ 《社会経験の場の確保》

利用者の高齢化や家族状況等の変化してきていることを踏まえ、社会リハビリテーションの理念を基に、必要な社会生活力を身に付けられるよう、地域での買い物、外出活動、バザーなどの地域行事への参加等の活動を行う。

▼ 《分場での活動内容の充実》

分譲をゆったりした環境下での、創作活動やリラクゼーションの場として、積極的な活動に取り組む。

④いぬくら(利用定員30名)

▼ 《多職種連携によるチームアプローチ》

支援員、看護職員、栄養士等が互いの専門性を統合して支援を展開し、他機関との連携、協働によるチームアプローチにより地域生活支援を実施する。

▼ 《地域生活維持のための支援の実践》

提供する活動が、地域生活において繋がるように工夫し、また、送迎サービスは、合理的、効率的な運行体制を目指し、入浴サービスは、利用希望に応じていくための仕組みづくりを検討する。

▼ 《活動環境の整備》

施設内の整理整頓や備品の管理を徹底するなど、活動内容の拡大や安心して活動が行えるよう活動環境の整備を図る。

⑤小向このはな園(利用定員30名)

▼ 《地域での暮らしを支える支援》

施設への通所者ではなく、地域で暮らす生活者という視点で、各家庭やグループホームなどとの協力関係のもと、利用者の暮らしを支える通所事業所としてサポー

トに努める。

▼《職員のチーム力の向上》

全職員が共通の認識と理解のもと、標準化された質の高い支援が提供できるよう、職員育成を進め、また、打合せ、各会議や研修への参加等積極的に行い、支援技術やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、チーム力、支援力の向上に努める。

▼《作業活動の強化》

日中活動プログラムの充実をめざし、障害程度に関わらず、「しごと」を活動支援のベースとして、利用者のニーズに則した作業科目の積極的な開拓と充実に努める。

⑥北部身体障害者福祉会館作業室(利用定員20名)

▼《地域交流及び社会参加の取組み》

自主製品及びリサイクル品の販売を通して、地域の方との交流を一層図るとともに、外注等の作業や外部での販売会等に取り組み、作業を通じた社会参加を促進する。

▼《身体機能維持への取組み》

高齢化による身体機能の低下が顕著となり、専門機関の評価を受け、個々の身体機能の維持に必要なストレッチや自助具等の充実に向けて取り組む。

▼《食の楽しみの拡大》

弁当宅配業者による日々の昼食のほか、施設所在地の地の利を活かした近隣周辺での食事(外食やデリバリ等)など、多彩な食の楽しみへの拡大を図る。

【身体障害者福祉センター】

北部身体障害者福祉会館

▼《利用環境の整備》

老朽化に対応して、建物維持に必要な改修を川崎市と協議して進め、安全な会館利用環境を整える。

▼《利用の利便性向上への取組み》

障害に関わらず円滑な受付業務ができるよう合理的な配慮に努め、昨年度更新した印刷機、点字プリンターの有効活用により、各団体活動をサポートする。

▼《防災・防犯体制の強化》

わーくす高津を含め、会館全体で防災訓練を実施するとともに、不審者への対応訓練も取り入れ、防犯への対応を検討する。

◎就労継続支援B型事業所

わーくす高津(利用定員30名)

▼ 《作業環境の整備》

作業活動それぞれの目的に応じた作業環境の整備を行い、特に就労等へのステップアップを希望している利用者により業務に集中できる環境を整備する。

▼ 《就労体験及び施設外作業の推進》

就労の希望の有無に関わらずに、就労体験事業や施設外作業に興味をもてるように、個々に情報提供を行い、施設外作業については、市のおそうじプロジェクトを引続き活用して、清掃業務に携わることができるよう進める。

▼ 《工賃向上の取組み》

作業内容や工程の見直しにより、効率の良い受注体制を整備するとともに、作業単価の高い工程に、取り組める利用者を積極的に増やして、受注量の増加による工賃向上を目指す。

(2) 桜の風及び陽光ホーム

① 桜の風

(定員：施設入所支援 50 名・生活介護 44 名・機能訓練 6 名・短期入所 15 名)

▼ 《運営体制の安定化》

事業計画に基づく運営、情報の共有化を図るため、運営会議における多職種における情報共有など組織的コミュニケーションの充実や全てのユニットでの運営会議の定期開催を行う。また、ユニット支援体制と日中活動支援体制の有効な連携により、相互に必要な人員体制を確保し、日中連携体制のシステム強化を図る。

▼ 《地域生活継続支援の強化》

障害に起因する生活上の困難さを整理し、整えられた環境で地域での生活を再構築する、所謂「ミドルスティ」を空床型短期入所事業として、相談支援事業所等関係機関と協議のうえ、概ね1か月を限度として実施する。

また、レスパイトニーズに幅広く応えるため、短期入所の予約方法の見直しを行い、利用調整を図る。

▼ 《ライフスタイル・ステージに応じた生活水準の確保》

入所者の生活の質が地域での生活水準を維持できるよう、QOL向上委員会を設置して必要な支援を協議し、標準支援マニュアルを拡充し、特に、経済的な自立に向けて支援に取り組む。

② 陽光ホーム (利用定員 16 名)

▼ 《長期利用者の地域移行の推進》

長期の利用により、他のグループホームへの移行に不安がある利用者には、地域でのグループホームでの体験利用など、関係機関と連携して、地域移行に向けた

取組みを積極的に進める。

▼《利用者の高齢化への対応》

生活習慣病に罹患している利用者も多く、日中活動事業所や主治医等と相談して健康管理に努める。また、高齢化は長期的にも重要な問題であり、関係する方々と一緒に、今後の生活の場所を考えていくこととする。

▼《地域生活体験事業の活用の強化》

昨年度の利用実績を踏まえ、関係事業所や学校等により広報、周知し、法人内事業所や桜の風の利用者以外の地域の方の地域生活体験事業の利用促進を図る。

(3) 南部及び北部地域生活支援室

(南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター)

(第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第9・第10生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第1神木・第2神木 総利用定員63名)

▼《生活支援システム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用等により、業務の効率化及び利用者支援等の充実を図る。

▼《生活ホーム運営センター体制の強化》

各生活ホーム運営センター職員を中核とし、連携施設や日中活動事業所と連携して、それぞれの役割分担の明確化、情報の共有化を行い、個々の利用者のニーズや必要性に即応した支援をサポートするとともに、円滑なホーム運営ができるように運営センター体制の強化を図る。

▼《世話人の育成》

約80名の世話人に対し、研修機会の拡大や個別面談の実施などを通じて、世話人業務マニュアルの一層の徹底を行い、丁寧で、きめ細かいサービス提供ができる世話人の育成に取り組む。また、世話人が適宜コミュニケーションが取れる環境を整備し、安心して業務に専念できるよう努める。

(4) 相談支援室

①障害者相談支援センター (たかつ基幹相談支援センター・いまい地域相談支援センター・計画相談センターいくおう)

▼《安定した相談支援センターの運営》

専門職種を配置し、3事業所が連携して人材の育成に向けて研修等を行い、特に、基幹及び地域相談支援センターは、市の受託事業として、それぞれの機能、役割が果たせるように安定した運営に努める。

また、相談支援専門員の資質向上のため、法人内の相談支援センター調整会議

を利用し、情報共有や学習会を実施し、外部研修に積極的に参加する。

②ホームヘルプいくおう

▼《サービス提供体制の整備》

ホームヘルパーの採用が困難な状況が続いており、引き続き人材確保に努めるとともに、利用者の特性に応じた支援ができるよう、スキルアップの向上をめざし、研修の受講などに進め、安定・継続してサービス提供ができるような体制整備を図る。

▼《関係機関等との連携》

利用者の日中活動事業所、グループホーム、相談支援センター等と連携して支援に取り組む。

(5)障害者ふれあいショップ(喫茶室いくおう川崎・喫茶室いくおう中原)

▼《公益事業としての運営》

障害者ふれあいショップとして、障害のある職員の特性にも配慮して、継続して就労支援に努めるとともに、広く地域社会に障害福祉への理解が深まるような店舗等の活動の広報、周知を行い、併せて営業時間の短縮により、経営的にも安定した運営に努める。